個人情報保護審查会(第76回)会議議事録

1 日 時 令和3年11月26日(金)

午後1時28分から午後3時00分まで

2 場 所 市役所本庁舎11階北会議室

3 出席者 個人情報保護審查会 小磯会長、長谷川委員、小林委員、

木村委員

事務局 塩野課長補佐 (行政管理課)

星野課長補佐 (情報政策課)

説明者 堀内副主幹(防災危機管理課)

南雲副主幹(交通政策課)

小沼課長補佐、山﨑主任(収納課)

細野係長(市民税課)

中島副主幹、小暮主任(資産税課)

関川課長補佐(生活課)

武藤課長補佐(市民課)

関口副参事(文化国際課)

半澤主任 (観光政策課)

筑井課長補佐(社会福祉課)

生方副参事(子育て支援課)

井野課長補佐、佐藤保健師(長寿包括ケア課)

細野係長 (介護保険課)

萩原課長補佐、小屋副主幹 (保健総務課)

梅澤主任 (国民健康保険課)

糸井主事 (環境森林課)

大島副参事、小林主任 (ごみ減量課)

篠原主事 (公営事業課)

阿久澤副主幹、中島主任農政課)

瀧澤主任(公園管理事務所)

横山係長 (消防局通信指令課)

新井課長補佐 (学校教育課)

服部副参事(青少年課)

船津課長補佐 (図書館)

4 次 第

(1) 開会

(2) 審議・報告事項

- ア 個人情報目的外利用等届出書等について
- イ 特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について
- ウ 前橋市個人情報保護条例の改正について
- エ 前橋市個人情報保護審査会運営要領の改正について
- (3) その他
- (4) 閉会
- 5 議事録署名人について

会長が議事録署名人に長谷川委員を指名した。

- 6 審議・報告事項について
 - (1) 個人情報目的外利用等届出書等について

事務局から、前回の個人情報保護審査会以後に個人情報保護条例第7条に基づき提出のあった個人情報取扱事務開始届(少年の主張開催業務)以下26件)、個人情報取扱事務変更届(母子保健事務(妊産婦)以下7件)及び同条例第8条の4に基づき提出のあった個人情報目的外利用等届出書(同条例第8条第2項第1号から第7号までのいずれかに該当するもの548件)について報告があった。

○主な質疑

【前橋市立図書館本館構想策定プロジェクト】

(長谷川委員)

対象者の範囲が、「18歳以上の市内在住、在勤者」とありますが、これは18歳以上の市内在住、在勤者全員を指しているのか、それとも公募してきた人のみを指しているのでしょうか。

(図書館 船津館長補佐)

対象者の範囲は、公募してきた人のみとなります。応募状況ですが、インターネットを使用して公募を募りまして、結果3名の方の募集がありました。

【まえばし子ども見守り宅食事業】

(小磯会長)

事務の目的に、「要支援家庭における児童虐待の早期発見及び早期対応の推進を目的とする。」とありますが、仮に虐待と認められる案件があった場合に、次のステップとしてどのような手順を踏むのでしょうか。

(子育て支援課 生方副参事)

子育て支援課の家庭児童相談係に情報が報告された後、児童相談所や警察等関係機関と情報を共有しながら該当の家庭の対応を行っていくことになります。

【個人情報の保有期間について】

(長谷川委員)

No. 19、20に関して、共に事務の目的が商品の発送になりますが、落選者に関しては、すぐに廃棄する場合は、個人情報取扱事務として取り扱わない運用だったと思いますが、どれくらいの期間で廃棄する場合は個人情報取扱事務として扱わない運用だったかというのが一点目で、二点目として当選者の個人情報を管理し続ける事情が何かあるのか、その2点について説明してください。

(情報政策課 星野課長補佐)

一点目の期間についてですが、条例上明確な規定があるわけではありませんが、 発送業務のように発送後速やかに破棄するような事務については、個人情報取扱事 務として扱わない運用を行っています。

(観光政策課 半澤主任)

当選者の情報については、事業の適正性を判断するうえで文書を保存しておく必要がありまして、保存年限である5年間保存している状況です。

【防犯カメラ設置・運営事業】

(小磯会長)

防犯カメラの運用に関しては、第40回の審査会で設置場所の状況に応じてガイドラインを定めて運用するようにとの意見が出されています。それを踏まえまして、特に他の委員から意見がないようであれば、開始届のとおり、事務を進めていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

〈特に意見なし〉

(小磯会長)

では、No. 3、21に関しては、開始届のとおり、事務を進めていただくということで審査会の意見とします。

【新しい総合事業】

(小磯会長)

新しい総合事業の概要について説明してください。

(長寿包括ケア課 井野課長補佐)

今までの介護保険の要介護1から5まで認定された方以外で、要支援1、2に該当し、基本チェックリストに基づきサービスの利用が必要と認められた事業対象者が受けられるサービスのことを言います。主に介護保険に移行しないための介護予防のサービス・支援を受けられるものになります。

【刑事訴訟法第197条第2項に基づく目的外提供について】

(長谷川委員)

刑事訴訟法第197条第2項に基づく目的外提供ですが、主に捜査機関からになりますが、DV情報や児童虐待の情報についてかなりの件数照会が来ているように見受けられます。捜査機関側で照会をかける頻度を上げているのか、何か特別な事情が分かるようであれば説明してください。

(情報政策課 星野課長補佐)

個別の照会の件数が増えているという印象は確かにありますが、一方で警察は定型の書式を持っていまして、単にその様式を使っているようにも見えます。ただし、DVの該当かどうかを把握することで、対象者の不利益にならないように捜査機関も対応していると認識しております。特に最近になって捜査機関の方で号令がかかったということではないと思います。

(小磯会長)

他に意見はありますでしょうか。

〈特に意見なし〉

それでは、他に意見がないようですので個人情報取扱事務につきましては、届出 のとおり事務を進めていただきたいと思います。

(2) 特定個人情報保護評価書に関する第三者点検について

事務局から、「予防接種に関する事務 全項目評価書」、「地方税の賦課徴収等に関する事務 全項目評価書」、「住民基本台帳に関する事務 全項目評価書」、以上3つの評価書に関して、特定個人情報保護評価指針(平成26年4月18日特定個人情報保護委員会告示第4号。以下「指針」という。)第10の1(2)に定める審査の観点に基づき、特定個人情報保護評価の適合性及び妥当性について、資料に基づき説明を行った。

○質疑

(小磯会長)

「住民基本台帳に関する事務」と「地方税の賦課徴収等に関する事務」に関しては、前回評価書の実施を行ってから5年経過に伴う再実施と事務局から説明がありました。この5年の間に特定個人情報の取り扱いとして運用上問題や課題になった点がありましたら、説明してください。

(市民課 武藤課長補佐)

運用上の課題は特にありませんが、番号法の改正がありまして、令和2年5月 以降個人番号通知カードの新規発行が廃止され、代わりに個人番号通知書を送付 するという事務の取り扱いに変更がありました。評価書の変更点が多い状況では ありますが、評価書の文言中に個人番号通知カードの文言が多く記載がされているためであり、内容とすると主に法令改正に伴う文言修正となります。

また、運用上リスクを認められるケースはなく、前橋市、高崎市、伊勢崎市の 三市で個人情報の相互点検を行っていることや、e ラーニングを通じて職員の研 修の機会の確保に努めているところです。

(収納課 小沼課長補佐)

徴収に関する事務に関しては、運用上特段問題や課題はありません。

(国民健康保険課 梅澤主任)

国民健康保険税の賦課に関しては、特段リスク事項はありません。

(市民税課 細野係長)

個人市民税や軽自動車税を所管している部署になります。特段リスクになるような事案はありませんが、この5年以内に市民税申告書や課税資料等を今まで紙で管理してきたものを、画像で管理できるようにイメージ管理システムを導入しまして、評価書にも当該システムの記載を行ったところです。

(小磯会長)

特定個人情報を取り扱う職員に対して、全庁的に研修は行っているのでしょうか。

(情報政策課 星野課長補佐)

情報政策課において、総務省が実施している e ラーニング研修を申し込んでいます。対象者は特定個人情報を取り扱う職員全員と該当所属の長になります。

(小磯会長)

e ラーニング研修を行っているとのことですが、集合研修的な感じでやっているのでしょうか、それとも各自でやっているのでしょうか。

(情報政策課 星野課長補佐)

個人ごとにやっています。

(小磯会長)

個人ごとだと進捗管理が大変だと思いますが、各自がきちんと研修を終えたか どうかはどうやって把握しているのでしょうか。

(情報政策課 星野課長補佐)

e ラーニング研修の管理者が情報政策課になっていますので、システムで個人の進捗状況が把握できるようになっています。進捗状況を情報政策課の方で定期的に抽出しまして、各課に未受講者への受講を促しています。仮に e ラーニングの受講期間を過ぎてしまった職員がいた場合でも、必ずフォローアップ研修を受講するようにしてもらい、全員が年度内に研修を受講できるような体制づくりをしています。

(小磯会長)

すべての評価書の中に委託がありになっていますが、具体的に契約相手方に対して、個人情報のリスク対策を講じているのでしょうか。

(情報政策課 星野課長補佐)

委託契約を行う前には、必ず相手業者のプライバシーマークやISMS認証等を確認するようにしています。また、契約書にも個人情報特記事項を付けていまして、事業者が守るべき個人情報のリスク対策を講じています。さらに、契約後においても事業者への監査を実施する等、運用面のリスク対策の状況を確認しています。

(小磯会長)

予防接種の関係で、処理の流れが評価書に記載されていますが、VRSに登録 した後の特定個人情報ファイルの取り扱いはどうしているのでしょうか。

(保健総務課 小屋副主幹)

VRSに登録後のファイルの取り扱いですが、市の健康情報システムを扱っている個人番号系のネットワークから直接VRSに特定個人情報ファイルを登録しています。個人番号系のネットワークは閉鎖された環境にありますので、外部に持ち出せないようになっています。登録後のファイルは、個人番号系のネットワーク上にあるフォルダに保管しております。

(小磯会長)

評価書内のコメ印は何を意味しているのでしょうか。

(情報政策課 星野課長補佐)

評価書のコメ印は、特定個人情報保護評価書規則で定める重要な変更に当たり、 評価書の再実施が必要となります。

(長谷川委員)

手続き的なもので、二点ほど伺います。評価書を作るに当たり、外部に委託しているかが一点目で、二点目として特定個人情報保護評価書の所管機関が個人情報保護委員会になると思いますが、当該委員会がどのような人で構成されているか、その2点を伺います。

(情報政策課 星野課長補佐)

評価書の作成に当たってですが、内容の記載はすべて職員で行っています。ただし、しきい値判断するにあたって対象者人数の集計や特定個人情報ファイルの記録項目の抽出については、各システムベンダーに依頼して行っています。

また、個人情報保護委員会は、国の第三者機関でありますが、どのような委員で構成されているかどうかまでは把握していませんが、専門的な知見を持った方で構成されていると認識しております。

(小林委員)

研修としてeラーニングを行っているとのことですが、履修内容がきちんと理解されたかどうかのチェックは行っているのでしょうか。また、履修確認は行っているのでしょうか。

(情報政策課 星野課長補佐)

研修の中で確認テストがありまして、一定の正解率にならないと受講が終了したことになりません。現状とすると、理解度のチェックは研修内での確認テストになります。また、履修確認については、情報政策課で一元的に管理を行っていまして、全員が受講できるような体制を整えています。

(小磯会長)

特定個人情報保護評価書の特定個人情報保護評価指針への適合性・妥当性の審査ですが、すべての評価書において、問題は認められないとして審査結果を出したいと思いますが、委員の皆さんは他に意見はありますでしょうか。

〈特に意見なし〉

それでは、他に意見がないようですので評価書の適合性・妥当性について問題 は認められないとします。

(2) 前橋市個人情報保護条例の改正について

事務局から、前橋市個人情報保護条例の改正内容について、資料に基づき説明を行った。

(小磯会長)

主に番号法の改正に伴う引用条項のズレによる改正になりますが、委員の皆さ んは意見はありますでしょうか。

〈特に意見なし〉

それでは、報告のとおり承認いたします。

(3) 前橋市個人情報保護審査会の運営要領の改正について

事務局から、前橋市個人情報保護審査会運営要領の改正内容について、資料に 基づき説明を行った。

(小磯会長)

実質審査会の運営において、取り扱いの変更があった箇所はあるのでしょうか。 (情報政策課 星野課長補佐)

主に文言修正となりますので、取り扱いが変更になった箇所はありません。

(小磯会長)

第3条第1項で規定している実施機関が決定した自己情報とは、何を指してい

るのでしょうか。

(情報政策課 星野課長補佐)

開示の対象となった自己情報になります。

(小磯会長)

他に意見が内容であれば、事務局の説明があったとおり、運営要領改正を認めます。

7 その他

(1) 議事録の取り扱いについて

議事録の取り扱いについて、次のとおり事務局から説明があり、審査会から 了承された。

- 事務局で案を作成した後、各委員に郵送で案を送付するので、確認していただきたい。
- ・意見がある場合は、事務局に連絡をいただきたい。
- ・承認される場合は、承認書を返送していただき、各委員の承認が得られた ら、会長と議事録署名人に署名をしていただきたい。
- 8 閉会 午後3時00分